

裁 決 書

審査請求人

静岡県〇〇市〇〇
〇〇 〇〇

処分庁

三島市長 豊岡 武士

(担当：計画まちづくり部みどりと水のまちづくり課)

上記審査請求人が令和6年4月23日付けで提起した上記処分庁による都市公園内行為許可（令和6年3月13日付け三島市指令第276-7号）及び行政財産目的外使用許可（令和6年3月13日付け三島市指令276-6号）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求のうち、白滝公園内の行為に係る令和6年3月13日付け三島市指令第276-7号による許可処分の取消しを求める部分を却下し、その余の部分に係る審査請求を棄却する。

1 事案の概要

- (1) 一番町町内会長は、令和6年3月13日、白滝公園の都市公園内行為許可及び愛染院（財産台帳には愛染の滝の名称で登録されているため、以下「愛染の滝」という。）の行政財産目的外使用許可について処分庁に対して申請した。
- (2) 処分庁は、令和6年3月13日、(1)の申請に対し、それぞれ許可処分（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 審査請求人は、しゃぎりの練習による騒音に悩まされており、処分庁に対して苦情を通告したが改善されず、令和6年4月23日、処分庁に対して本件処分の取消し等を求めて本件審査請求をした。
- (4) 処分庁は、令和6年6月20日、本件審査請求についての弁明書を審理員に対して提出した。

- (5) 審査請求人は、令和6年7月12日、本件審査請求についての反論書を審理員に対して提出した。
- (6) 審理員は、令和6年10月2日、審査庁に対して審理員意見書を提出した。

2 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、次のように主張し、本件処分取消しを求めている。

- ア 審査請求人は、〇〇〇〇、しゃぎりの練習の受忍限度を超える騒音に悩まされている。令和3年6月から再三にわたり処分庁に苦情を伝えているが、市は伝統文化の継承を掲げて審査請求人の我慢を求めるのみで、令和6年も〇〇〇〇白滝公園や至近距離にある愛染の滝の使用を許可した。
- イ 白滝公園や愛染の滝の使用許可において、他の公園利用者及び公園近隣の住民に迷惑にならないよう配慮することを条件付きで許可したことは、他の公園利用者及び公園近隣の住民に迷惑を及ぼすことを禁止していることに他ならない。公園近隣の住民に騒音による迷惑を及ぼしている事実があり、許可条件に違反していることから、本件処分を取り消すべきである。
- ウ 本件処分は、三島市環境基本条例（平成12年三島市条例第31号）第2条第3号（公害の定義）、第3条（基本理念）及び第4項及び第4条（市の責務）第1項から第3項までの規定に違反しようとする行為に加担するものである。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、次のように主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- ア 白滝公園における三島市都市公園条例（平成5年三島市条例第1号）第2条第4項の規定に基づく都市公園内の行為の許可処分について、一番町町内会によるしゃぎりの練習は、同条例第4条の禁止行為に該当しない。
- イ 愛染の滝における地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用の許可の処分について、一番町町内会によるしゃぎりの練習は、「その用途又は目的を妨げない限度」での利用と認めている。
- ウ 一番町町内会によるしゃぎりの練習は、白滝公園及び愛染の滝の許可に係る「他の公園利用者及び公園近郊の方々に迷惑にならないよう配慮すること。」及び「使用中のトラブルが発生した場合は申請者が対応すること。」と付している許可条件に抵触する可能性があったが、一番町町内会長は、〇〇〇〇白滝公園でのしゃぎりの練習を取り止め、比較的音量が小さくなる愛染

の滝での練習のみに変更した。このことは処分庁として、大幅な音量の軽減に繋がったものと判断し、愛染の滝に係る行政財産目的外使用の許可は、適切であると判断している。

エ 一番町町内会によるしゃぎりの練習は、例年5月中旬から8月中旬までの4か月間、19時から21時までの2時間程度と限られた期間及び時間であり、音量測定の結果、審査請求人の居住地におけるしゃぎりの練習に伴う騒音については、白滝公園のしゃぎりの練習を取り止めた後においては、三島市環境基本条例第2条第3号に規定する人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるような「公害」に該当するもとは考えにくいものと認識している。

3 裁決の理由

(1) 審査庁が認定した事実

ア 審査請求人は、〇〇〇〇している。

イ 令和3年6月16日、審査請求人は、しゃぎりの練習の騒音の苦情メールを匿名で三島市に送信した。三島市は、自治会に対応策を求めたと回答した。

ウ 令和5年6月25日、審査請求人は、イの対応策がとられていないことを匿名で三島市にメールを送信した。

エ 令和5年7月12日、三島市、審査請求人及び自治会の三者で話し合いを行った。

オ 令和6年3月13日付けで一番町町内会長から三島市に対し、白滝公園に係る都市公園内行為許可申請書が提出され、処分庁は、当該申請に対し、同日付け三島市指令第276-7号により許可処分（以下「処分①」という。）をした。行為の目的はしゃぎりの練習であり、行為の期間は同年5月8日から8月14日までの毎週土曜日、18時から21時までである。

カ 令和6年3月13日付けで一番町町内会長から三島市に対し、愛染の滝に係る行政財産目的外使用許可申請書が提出され、処分庁は、当該申請に対し、同日付け三島市指令第276-6号により許可処分（以下「処分②」という。）をした。使用計画は町内会行事であり、使用の期間は同年5月8日から8月14日までの毎週水曜日、18時から21時までである。

キ 令和6年4月23日、審査請求人は、本件審査請求をした。

ク 令和6年6月6日付けで一番町町内会長は、三島市に対し、処分①に係る都市公園内行為許可について、取下書を提出した。

ケ 令和6年6月6日付けで一番町町内会長から三島市に対し、愛染の滝に係る行政財産目的外使用許可申請書が提出され、処分庁は、当該申請に対し、

同日付け三島市指令第 755 - 5 号により許可処分をした。使用計画は町内会行事であり、使用の期間は同年 6 月 8 日から 8 月 14 日までの毎週土曜日、18 時から 21 時までである。なお、審査請求人によるこの許可処分に対する審査請求はない。

コ 令和 6 年 8 月 7 日、審理員立会いの下、〇〇〇〇音量測定を行った。測定結果は別添のとおりであった。

(2) 審査庁の判断

本件処分に係る審理員意見書を踏まえ、次のとおり判断する。

ア 本件処分のうち処分①に対する審査請求について

処分①に関しては、被許可者である一番町町内会長から令和 6 年 6 月 6 日付けで取下書が提出されたため、処分庁として当該処分を取り消す必要がなく、処分①に対する審査請求は、利益が認められない。

イ 本件処分のうち処分②に対する違法性又は不当性について

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項は、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定しており、行政財産の目的外使用許可の可否に関しては、処分庁に裁量権が認められる。

そして、処分庁が有する裁量権については、「その判断につき重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる」（最高裁判所平成 18 年 2 月 7 日判決民集 60 卷 2 号 409 頁 (9)）とされており、また、地方自治法第 238 条の 4 第 9 項において、「第 7 項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。」とされている。

ここで示す「許可の条件」とは、行政財産を目的外で使用するに当たり、用途目的を妨げない限度であること、将来の公用又は公共用の必要に応じていつでもその使用関係を消滅させることを予想し、容易に原状に回復することができるようにしておくことなどを勘案し、使用物件の維持保全に関することを条件として許可することを指し、「許可の条件」については、行政財産目的外使用許可通知書の裏面に示されている。

当該使用許可の条件の第 8 条第 1 項第 1 号において、使用許可の取消しについては使用者がこの条件に違反したときと定められており、使用者である一番町町内会においてこれら条件に違反する事実は、認められなかった。

そのため処分②については、市長の裁量権の逸脱又は濫用もなく、許可の取消しに至るような許可の条件に反する行為も認められないことから、違法又は不当な点はない。

ウ 行政財産目的外使用許可通知書の備考欄に付した文言について

審査請求人が争点としている行政財産目的外使用許可通知書の備考欄に記載されている「他の公園利用者及び公園近郊の方々に迷惑にならないよう配慮すること。」及び「使用中トラブルが発生した場合は申請者が対応すること。」の文言については、前述した行政財産を維持保全する「許可の条件」とは趣旨が異なるものであり、当該文言は、使用者に対する予告又は意見表明に過ぎず、処分そのものの取消しに至る法律上の効果を発生させるものではないと判断するとともに、地方自治法第 238 条の 7 第 2 項の「行政財産を使用する権利に関する処分」に影響を与えるような条件に該当するものではないと解する。

エ 騒音による受忍限度の判断について

(ア) 騒音による被害の観点について

騒音の被害については、「第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該施設の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかにより決すべきである（最高裁判所平成元年（オ）第 1682 号平成 6 年 3 月 24 日第一小法廷判決・裁判集民事 172 号 99 頁）。」とされている。

(イ) しゃぎりの練習による騒音について

しゃぎりの練習による騒音は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項に規定する維持されることが望ましい行政上の政策目標である環境基準が直接適用されるものではないが、その音量の判断において、音量測定は、当該しゃぎりの練習により発生する騒音の受忍限度を測る上で有益な指標とすることができる。

令和 6 年 8 月 7 日に審査請求人が居住する室内において、窓を閉めた状態で測定した 1 分間の等価騒音レベルは 49.9 デシベル（近隣の地における芝本町町内会のしゃぎりの練習による騒音及び幹線交通を担う道路を通行する車両による騒音を含む。）であり、屋内へ透過する騒音に係る基準の 45 デシベルを超過している。しかし、環境基準における騒音の評

価手法は、時間区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする（騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号））とされ、当該しゃぎりの練習は、同年5月8日から8月14日までの毎週水曜日及び土曜日の延べ29日間で、その練習時間は準備時間等を含め18時から21時までの3時間と限定的である。

(ウ) 伝統芸能としてのしゃぎりについて

しゃぎりは、三嶋大社の例祭日に披露される市民参加の伝統芸能である。しゃぎりとお囃子を総称した「三島囃子」は、昭和42年に市の無形文化財に指定され、平成3年に県の無形民俗文化財の指定を受けており、伝統芸能の継承という公益性や公益上の必要性が認められる。

当該地域の地域環境では、〇〇〇〇は、旧市内に属し、長年、しゃぎりを活発に行っており、当該騒音については、この地域の住民に容認されてきたものと推察される。

(エ) 騒音の防止措置について

一番町町内会長は、審査請求人からの苦情を受け、しゃぎりの練習場所を〇〇〇〇白滝公園から、より離れた愛染の滝に変更するなど、審査請求人の居住地における騒音の軽減対策を講じている。

(オ) 受忍限度の判断について

以上のことから、直ちにしゃぎりの練習の音が審査請求人の居住地において受忍限度を超えるものとは認められない。

オ シャギりの練習による騒音の違法性について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）は、工場、事業所、建設作業、自動車などから発生する騒音を規制する法律であり、しゃぎりの練習（演奏）による騒音は、いわゆる生活騒音に該当し、同法の適用対象外である。環境基本法第16条第1項の規定による環境基準は、維持されることが望ましい行政上の政策目標であり、直ちに当該騒音を規制できるものではない。また、当該騒音は、三島市環境基本条例第2条第3号に規定する人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるような「公害」に該当するものとは考えにくい。

よって、しゃぎりの練習による騒音は、法令に違反しているとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、処分①の取消しを求める部分は不適法であるからこれを却下し、その余の部分に係る審査請求は理由がないからこれを棄

却することとして、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 1 項及び第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 月 9 日

審査庁

三島市長 豊岡 武士

（担当：企画戦略部行政課）

（教示）

- 1 この裁決に不服がある場合は、この裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内に、三島市を被告として（訴訟において三島市を代表する者は、三島市長となります。）、裁決の取消しを求める訴え（審査請求の対象とした処分が違法であることを理由とする訴えを除く。）を提起することができます。ただし、この裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると裁決の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。
- 2 この裁決を知った日の翌日から起算して 6 月又はこの裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても、正当な理由がある場合は、裁決の取消しを求める訴えを提起することができます。